

令和8年7月16日

くま川鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限設定認可申請に関するパブリック・コメントを実施します

令和8年7月14日、くま川鉄道 株式会社（本社：熊本県人吉市）から鉄道事業の旅客運賃上限設定認可申請がありました。

当該申請事案について適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くため、下記の要領にてパブリック・コメントを実施します。

1. 意見募集対象（案件名）

くま川鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限設定認可申請に関する意見募集について

2. 申請の概要

別紙（次ページ以降）のとおり

3. 意見募集期間

令和8年7月16日（木）から令和8年7月30日（木）まで

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント [e-GOV](https://e-gov.jp/public-comment) パブリック・コメント）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0> の「案件一覧（意見募集案件）」欄に掲載された上記の【1. 意見募集対象（案件名）】を選択し、案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、e-Gov の意見提出フォームもしくは郵送のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

電話による意見の受付は行いません。

5. その他

提出されました意見は整理の上、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（結果公示案件）内の当該案件の詳細に回答を掲載します。

意見に対する個別の回答は行いません。

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

椎葉 平野

電話 092-472-4051



九州運輸局
運輸と観光で九州の元気を創ります

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙 1 のとおり

申請理由

別紙 2 のとおり

その他

申請書の内容については、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（意見募集案件）内の当該案件の詳細に掲載します。

旅客運賃設定要領書

種 別		現 行		申 請 (据え置き)		
普通旅客運賃	制 度	対キロ区間制		対キロ区間制		
	営業キロの計算	1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる		1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる		
	運賃計算方	大人片道旅客運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。				
		3 ㎏ まで	1 9 0 円	3 ㎏ まで	1 9 0 円	
		3 ㎏ を超え 5 ㎏ まで	2 2 0 円	3 ㎏ を超え 5 ㎏ まで	2 2 0 円	
5 ㎏ を超え 7 ㎏ まで		2 5 0 円	5 ㎏ を超え 7 ㎏ まで	2 5 0 円		
7 ㎏ を超え 9 ㎏ まで		2 9 0 円	7 ㎏ を超え 9 ㎏ まで	2 9 0 円		
9 ㎏ を超え 1 1 ㎏ まで		3 4 0 円	9 ㎏ を超え 1 1 ㎏ まで	3 4 0 円		
1 1 ㎏ を超え 1 3 ㎏ まで		3 8 0 円	1 1 ㎏ を超え 1 3 ㎏ まで	3 8 0 円		
1 3 ㎏ を超え 1 5 ㎏ まで		4 3 0 円	1 3 ㎏ を超え 1 5 ㎏ まで	4 3 0 円		
1 5 ㎏ を超え 1 7 ㎏ まで		4 8 0 円	1 5 ㎏ を超え 1 7 ㎏ まで	4 8 0 円		
1 7 ㎏ を超え 1 9 ㎏ まで		5 3 0 円	1 7 ㎏ を超え 1 9 ㎏ まで	5 3 0 円		
1 9 ㎏ を超え 2 1 ㎏ まで		5 9 0 円	1 9 ㎏ を超え 2 1 ㎏ まで	5 9 0 円		
2 1 ㎏ を超え 2 3 ㎏ まで		6 5 0 円	2 1 ㎏ を超え 2 3 ㎏ まで	6 5 0 円		
2 3 ㎏ を超え 2 5 ㎏ まで	7 0 0 円	2 3 ㎏ を超え 2 5 ㎏ まで	7 0 0 円			
小児及び幼児の計算方	小人片道普通運賃は、大人片道普通運賃を折半し、10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額(以下この計算方法を「端数計算」という。)		小人片道普通運賃は、大人片道普通運賃を折半し、10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額(以下この計算方法を「端数計算」という。)			
定期旅客運賃	制 度	対キロ区間制		対キロ区間制		
	営業キロの計算	1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる		1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる		
	小児及び幼児の計算方	大人片道普通運賃を折半し、端数計算した額とする。		大人片道普通運賃を折半し、端数計算した額とする。		
	通勤	1 か月	3 ㎏ まで	6, 2 2 0 円	3 ㎏ まで	6, 2 2 0 円
			3 ㎏ を超え 5 ㎏ まで	7, 2 6 0 円	3 ㎏ を超え 5 ㎏ まで	7, 2 6 0 円
			5 ㎏ を超え 7 ㎏ まで	8, 3 0 0 円	5 ㎏ を超え 7 ㎏ まで	8, 3 0 0 円
			7 ㎏ を超え 9 ㎏ まで	9, 6 9 0 円	7 ㎏ を超え 9 ㎏ まで	9, 6 9 0 円
			9 ㎏ を超え 1 1 ㎏ まで	1 1, 0 7 0 円	9 ㎏ を超え 1 1 ㎏ まで	1 1, 0 7 0 円
			1 1 ㎏ を超え 1 3 ㎏ まで	1 2, 4 5 0 円	1 1 ㎏ を超え 1 3 ㎏ まで	1 2, 4 5 0 円
			1 3 ㎏ を超え 1 5 ㎏ まで	1 4, 1 8 0 円	1 3 ㎏ を超え 1 5 ㎏ まで	1 4, 1 8 0 円
			1 5 ㎏ を超え 1 7 ㎏ まで	1 5, 4 1 0 円	1 5 ㎏ を超え 1 7 ㎏ まで	1 5, 4 1 0 円
			1 7 ㎏ を超え 1 9 ㎏ まで	1 6, 6 7 0 円	1 7 ㎏ を超え 1 9 ㎏ まで	1 6, 6 7 0 円
1 9 ㎏ を超え 2 1 ㎏ まで			1 7, 9 3 0 円	1 9 ㎏ を超え 2 1 ㎏ まで	1 7, 9 3 0 円	
2 1 ㎏ を超え 2 3 ㎏ まで			1 9, 4 3 0 円	2 1 ㎏ を超え 2 3 ㎏ まで	1 9, 4 3 0 円	
2 3 ㎏ を超え 2 5 ㎏ まで			2 0, 9 5 0 円	2 3 ㎏ を超え 2 5 ㎏ まで	2 0, 9 5 0 円	
3 か月	1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5%引きして、端数計算した額とする。		1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5%引きして、端数計算した額とする。			
6 か月	1か月定期旅客運賃を6倍し、これを10%引きして、端数計算した額とする。		1か月定期旅客運賃を6倍し、これを10%引きして、端数計算した額とする。			
通学	1 か月	3 ㎏ まで	4, 5 3 0 円	3 ㎏ まで	4, 5 3 0 円	
		3 ㎏ を超え 5 ㎏ まで	5, 2 9 0 円	3 ㎏ を超え 5 ㎏ まで	5, 2 9 0 円	
		5 ㎏ を超え 7 ㎏ まで	6, 0 4 0 円	5 ㎏ を超え 7 ㎏ まで	6, 0 4 0 円	
		7 ㎏ を超え 9 ㎏ まで	7, 0 5 0 円	7 ㎏ を超え 9 ㎏ まで	7, 0 5 0 円	
		9 ㎏ を超え 1 1 ㎏ まで	8, 0 5 0 円	9 ㎏ を超え 1 1 ㎏ まで	8, 0 5 0 円	
		1 1 ㎏ を超え 1 3 ㎏ まで	9, 0 5 0 円	1 1 ㎏ を超え 1 3 ㎏ まで	9, 0 5 0 円	
		1 3 ㎏ を超え 1 5 ㎏ まで	1 0, 3 2 0 円	1 3 ㎏ を超え 1 5 ㎏ まで	1 0, 3 2 0 円	
		1 5 ㎏ を超え 1 7 ㎏ まで	1 0, 6 0 0 円	1 5 ㎏ を超え 1 7 ㎏ まで	1 0, 6 0 0 円	
		1 7 ㎏ を超え 1 9 ㎏ まで	1 0, 9 2 0 円	1 7 ㎏ を超え 1 9 ㎏ まで	1 0, 9 2 0 円	
		1 9 ㎏ を超え 2 1 ㎏ まで	1 1, 2 3 0 円	1 9 ㎏ を超え 2 1 ㎏ まで	1 1, 2 3 0 円	
		2 1 ㎏ を超え 2 3 ㎏ まで	1 1, 6 1 0 円	2 1 ㎏ を超え 2 3 ㎏ まで	1 1, 6 1 0 円	
		2 3 ㎏ を超え 2 5 ㎏ まで	1 1, 9 9 0 円	2 3 ㎏ を超え 2 5 ㎏ まで	1 1, 9 9 0 円	
3 か月	1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5%引きして、端数計算した額とする。		1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5%引きして、端数計算した額とする。			
6 か月	1か月定期旅客運賃を6倍し、これを10%引きして、端数計算した額とする。		1か月定期旅客運賃を6倍し、これを10%引きして、端数計算した額とする。			

運賃改定を必要とする理由

本申請は、令和7年10月24日付で国土交通大臣より認定を受けた「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「鉄道事業再構築実施計画」の着実な遂行を目的とするものです。

当社は令和8年度の全線復旧に合わせ、鉄道施設等を一般社団法人くま川鉄道管理機構（第三種鉄道事業者）が保有し、当社（第二種鉄道事業者）が運行を担う「上下分離方式」へと移行いたします。

これに伴い、第二種鉄道事業者としての新たな経営体制下において、将来にわたる持続可能な輸送サービスを維持・確保するため、改めて旅客運賃を定めるものです。

今回の運賃改定は、経営体制の変更に伴う上限設定であり、実施運賃（お客様に実際にお支払いいただく運賃）については、被災前および現在の水準を維持することを基本としております。

本上限運賃の算定にあたっては、上下分離方式の導入による公的支援および経営効率化の成果を適切に反映させ、鉄道事業法第16条第2項の規定に基づき、妥当な水準として設定しております。以上を踏まえ、運賃改定を申請するものです。